

各 位

会 社 名 株式会社ジー・スリーホールディングス 代表 者名 代表取締役社長 山 元 秀 樹 (コード番号:3647 東証スタンダード市場)

問合せ先 取締役経営管理本部長 髙 橋 龍 馬

(TEL. 03-5781-2522)

第三者割当による新株式及び第11回新株予約権の発行に関するお知らせ

当社は、2025年10月29日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による新株式(以下、「本新株式」といいます。)及び第11回新株予約権の発行(以下、第11回新株予約権を「本新株予約権」といい、本新株式と併せて「本第三者割当増資」又は「本資金調達」といいます。)を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 募集の概要

<本新株式の募集の概要>

(1)払込期日	2025年11月14日		
(2)発行新株式数	2,000,000 株		
(3)発行価額	1 株につき 124 円		
(4)調達資金の額	248, 000, 000 円		
	発行諸費用の概算額を差し引いた手取り概算額については、下記「3.調達す		
	る資金の額、使途及び支出予定時期」をご参照下さい。		
(5)募集又は割当方法	第三者割当の方法により、以下のとおり、割り当てます。(以下、「割当予定		
(割当予定先)	先」といいます。)		
	グリーンエナジーシステム投資事業有 2,000,000 株		
	限責任組合		
(6) その他	上記各号については、金融商品取引法による届出の効力が発生すること を条件とします。		

<本新株予約権の募集の概要>

(1)割当日	2025年11月14日
(2) 新株予約権の総数	40,000 個
(3)発行価額	総額 6,640,000 円
(4) 当該発行による潜在株式数	4,000,000 株
	502, 640, 000 円
	(内訳)
	第11回新株予約権発行分 6,640,000円
(こ) 次入細法の妬	第11回新株予約権行使分 496,000,000円
(5) 資金調達の額	上記資金調達の額は、本新株予約権の払込金の総額に、すべての新株予約権が
	行使されたと仮定して算出された金額の合計額です。新株予約権の権利行使期間
	内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、
	上記資金調達の額は減少します。
(6) 行使価額	124 円

(7)募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、以下のとおり、次の者に割り当てます。 グリーンエナジーシステム投資事 業有限責任組合
(8) その他	① 取得条項 本新株予約権の割当日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日(以下、「取得日」という。)を決議することができ、当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の 20 営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。
	② 譲渡制限 当社と割当予定先との間で締結される予定の総数引受契約にて、本新株予約権の 譲渡については、当社取締役会の承認を要する旨の制限を定めるものとします。 ③ その他 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力が発生することを条件と します。

(注) 末尾に本新株式及び本新株予約権の発行要項を添付しております。

2. 募集の目的及び理由

(1) 資金調達の目的及び理由

当社グループは、ヒトと社会の持続的な豊かさと幸福に貢献するため、環境負荷にならないクリーンなエネルギー提供と、新しい生活様式におけるヒトと社会が輝けるサステナブルなソリューション提供をコンセプトに、太陽光発電所の販売、運営等を中心とした再生可能エネルギー事業、カーボンニュートラルを実現するための事業開発等を行う新規エネルギー事業、環境問題、社会問題の解決に向けた取り組みを中心としたサステナブル事業を推進しております。

昨年来、当社グループは、近年の業績低迷と、太陽光発電所物件売買に起因する業績のゆれ等を解消すべく、2024年2月には営農型太陽光発電所の開発、2024年7月には菜種によるバイオ燃料製造・販売事業を開始するなど、新たな事業領域への参入と、当社事業の事業環境と事業進捗率等の検証と見直しによる経営資源の選択と集中を進めております。当社子会社である、ファクトリー社が推進する「OEM製造による基礎化粧品及び健康食品の仕入販売事業」に関しましては、近年の売上低迷を打開すべく、当社グループの中長期的な成長戦略の一環として、新規製品の開発及び販路の拡大を見据えた営業活動を行ってまいりました。

2024年8月期連結会計期間における売上高は259百万円(前期比78.2%減)と減収となりました。その主な要因は、販売用不動産として保有している太陽光発電所が売却に至らなかったことによるものです。損益の状況においては、販売用不動産が売却に至っていないことに加え、サステナブル事業における健康食品及び基礎化粧品等の販売数量が減少したことなどから、営業損失は666百万円(前期は255百万円の損失)、経常損失は680百万円(前期は269百万円の損失)と営業損益、経常損益ともに損失の計上となりました。また、本社共用資産及びのれんを含むより大きな単位における収益性の評価の結果、本社共用資産及びのれんを含む一部の固定資産に減損損失を計上したことから、親会社株主に帰属する当期純損失は742百万円(前期は488百万円の損失)となりました。

当社グループは、2024年8月期連結会計年度において売上高が著しく減少している他、2023年8月期から2期連続して重要な営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失及びマイナスの営業キャッシュ・フローを計上することとなりました。また、当中間連結会計期間においては、前期に引き続き営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する中間純損失及びマイナスの営業キャッシュ・フローを計上したことから、依然として、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当該状況を解消又は改善するべく、当社グループは、安定的な収益力の向上と健全な財務基盤の構築を目指 し、事業全体の見直しと改善に取り組んでおります。主力である再生可能エネルギー事業では、太陽光発電所 の発電量、売電収入、維持管理コストを精査し、販売用不動産として売却して資金を獲得するものと、固定資 産として保有し売電収入を継続的に確保するものに区分し、収益性を高めています。販売用不動産は譲渡代金 や売却時期を見極めながら運転資金を確保し、固定資産については管理コストの削減やリパワリングを含む設 備点検によって収益性を改善しています。国内の太陽光発電所の新設は横ばいであり、FIT制度終了によりセカ ンダリ販売市場も縮小する一方、PPAによる新たな需要が広がっている状況を踏まえ、菜種を活用したバイオ燃 料や化粧品原料の製造・販売、営農型太陽光による安定収益の確保、さらに健康食品・基礎化粧品・一般医療 機器の販路拡大によるサステナブル事業の収益改善を図っています。また、新たな資金調達を前提として、太 陽光を利用したグリーンエネルギー事業の立ち上げにも積極的に取り組んでいます。一方で、マグネシウム電 池、都市鉱山、消毒OEMといった不採算事業からは既に撤退しており、引き続き経営資源の選択と集中を徹底し てまいります。財務面においては、人員配置や役員構成、顧問契約・業務委託契約の見直し等により販売費及 び一般管理費の削減を進め、固定費を抑制して利益率の改善を図るとともに、営業利益を確保しやすい体質を 構築しました。さらに、太陽光発電所の売却による資金化によって運転資金を確保するほか、エクイティファ イナンスに加えて金融機関からの借入も含めた幅広い資金調達手段を検討し、持続的な成長に耐えうる健全な 財務基盤の確立を目指してまいります。

また、当社グループの2025年8月期連結会計年度における売上高は606百万円(前期比134.1%増)と増収となりました。主な要因としては、2025年8月期連結会計年度では、販売用不動産として保有している太陽光発電所を売却したことによる売上が計上されたためであります。損益の状況については、太陽光発電所の売却と固定費の削減による販売費及び一般管理費の圧縮を実現したものの、サステナブル事業における健康食品、基礎化粧品及び一般医療機器の販売数量が減少したこと等から、連結営業損失は299百万円(前期は666百万円の損失)、連結経常損失は311百万円(前期は680百万円の損失)と営業損益、経常損益ともに損失の計上となりました。また、子会社において減損損失及び解約違約金を計上したことから、親会社株主に帰属する当期純損失は315百万円(前期は742百万円の損失)となりました。

このような状況を踏まえ、当社は、2025年10月29日開催の取締役会において、本第三者割当増資により資本を充実させるとともに、系統用蓄電事業を基盤とした安定収益の確立、M&Aによる成長機会の獲得及び再生可能エネルギー関連の新規事業開発に必要な資金を確保することを主な目的として、グリーンエナジーシステム投資事業有限責任組合を割当予定先として本第三者割当増資を行うことを決定しました。

このたびの本資金調達は、主として系統用蓄電事業への投資、再生可能エネルギー関連分野におけるM&A、新規事業開発(低炭素冷媒事業および冷媒圧力センサーの開発)に充当することを目的としております。これにより、安定的な収益基盤の確立と成長基盤の強化を図り、中長期的な企業価値の向上につなげてまいります。あわせて、自己資本を充実させ、財務体質の改善を図ることで、経営基盤の健全化を並行して進めてまいります。

そのため、本資金調達は、当社の財務基盤を安定化させ、将来的な成長の柱である再生可能エネルギー・サステナブル事業をさらに拡大するために不可欠な取組であります。特に、再生可能エネルギー市場や環境価値取引は中長期的に拡大が見込まれる分野であり、この領域における競争力強化は当社の中長期的な成長に直結いたします。こうした成長機会を確実に捉えるためには、十分かつ安定的な資金基盤の確保が急務であり、本調達は戦略上、回避できない選択であると認識しております。

もっとも、本新株式の発行によって、当社グループで必要な資金を迅速に調達することができる一方で、既存株主の持分が即座に希薄化することになります。これに対し、本新株予約権の発行に伴い、将来的に行使が進むことで、一定の希薄化が生じることになります。いずれにしても、本第三者割当増資は既存株主の皆様に多大なご負担を強いるものであり、当社としても重く受け止めております。しかしながら、このご負担を上回る中長期的な価値向上が見込まれるため、あえてこの調達を実行する決断に至りました。

また、本資金調達の資金使途については厳格に定めており、財務体質の改善による安定性の確保と、系統用蓄電事業への投資、新規事業開発(低炭素冷媒事業および冷媒圧力センサーの開発)への配分を徹底する方針です。これにより、単なる資金繰り対策にとどまらず、持続的に収益基盤を拡充し、企業価値の最大化に資することを目指してまいります。

特に系統用蓄電事業については、安定した売電収入や需給調整サービスを通じて長期的な成長余地が極めて

大きいと認識しております。このタイミングでの積極的な資金投入こそが、競合他社との差別化を図り、将来の収益源を確立するために不可欠であると判断しております。こうした成長投資を可能にするために本資金調達を行うことは、短期的には大きな希薄化を伴うものの、長期的には株主の皆様にとって最大の利益還元につながるものと考えております。

当社は、調達資金の効率的かつ透明性の高い運用に全力で取り組みます。そのうえで、短期的な希薄化という犠牲を上回るリターンを実現し、企業価値を持続的に高めることで、結果として既存株主の皆様の利益に貢献するものであると判断しております。

(2) 資金調達の方法として本新株式及び本新株予約権を選定した理由

当社は、本資金調達を実施するにあたり、各資金調達方法について慎重に比較検討を進めてまいりました。 その結果、当社は、下記「(本新株予約権の特徴)」に記載した本新株予約権の特徴及び留意事項、他の資金調 達方法との比較を踏まえ、本第三者割当増資による本新株の発行と本新株予約権の発行を組み合わせて資金調 達を行うことが最適であると判断し、その発行を決議しました。

本資金調達方法は、本新株式の発行によって、一部の資金を確実に調達できること、本新株予約権の行使指示によって株価に対する一時的な影響を抑制しつつ資金調達をすることができることから、当社といたしましては、当社株式の流動性を考慮し、本新株式による調達を全体の一部にとどめ、一方で本新株予約権での調達を主体とすることで、短期的に株価に大きな影響を及ぼす可能性を軽減でき、市場環境に応じて割当予定先が適宜行使を実施することによって資金調達が可能となることから、新株式と新株予約権の配分を短期的に最低限必要となる資金調達ニーズは新株式で調達し、中長期的な資金調達ニーズについては新株予約権で調達する成長戦略のバランスを考慮し、今回の割当予定先に対する本新株式及び本新株予約権の発行という方法を資金調達の手法として選択いたしました。

当社は、下記「(3)本新株予約権の特徴」に記載した本新株予約権の特徴及び留意事項、他の資金調達方法との比較を踏まえ、本新株式及び本新株予約権の発行が、資金調達手段として最適であると判断し、その発行を決議いたしました。

(3) 本新株予約権の特徴

本新株予約権の内容は、新株予約権の行使価額と対象株式数を固定することにより、既存株主の皆様の株式 価値の希薄化の抑制が図られるように定められており、以下の特徴があります。なお、当社は割当予定先に、 本新株予約権の行使を行う上で、当社の資金ニーズ及び市場環境等を勘案しながら、適宜行使を行っていくこ とを共通認識として確認しております。

① 行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、価格修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、行使価額及び対象株式数の双 方が固定されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。

また、本新株予約権の対象株式数も発行当初から発行要項に示される株式数で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。

② 取得条項

本新株予約権には、いつでも一定の手続を経て、当社は本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の取得条項が付されております。かかる取得条項により当社は将来的に資金調達ニーズが後退した場合、又はより有利な他の資金調達手法が確保された場合には、その判断により取得条項に従い本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部または一部を発行価額相当額で取得することができ、本新株予約権の発行後も資本政策の柔軟性を確保することができます。

なお、本新株予約権に買取請求権(取得条項)を設定することは、当社の資本政策の柔軟性を確保する観点からも、割当予定先の行使を促すという観点からも、当社にとっては有利であります。

③譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当ての方法により発行されるものであり、当社と割当予定先との間で締結される予定の総数引受契約にて、本新株予約権の譲渡には当社取締役会の承認を要する旨の制限を定める予定です。

(他の資金調達方法との比較)

当社は、この度の資金調達に際して、①銀行借入、②公募増資、③株主割当増資、④新株予約権付社債 (MSCBを含む)、⑤新株予約権無償割当による増資 (ライツ・イシュー) の資金調達手段を検討いたしました。

- ① 銀行借入による資金調達は、当社グループは、2024年8月期連結会計年度の売上高が259百万円(前期比 △78.2%)と著しく減少している他、2024年8月期連結会計年度及び2025年8月期連結会計年度において重要な営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失及びマイナスの営業キャッシュ・フローを計上しました。また、前代表取締役の辞任により、計画していた資金調達も中止となったことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在している状況であり、新規に銀行借入を行うことは難しい状況です。加えて、銀行借入は、調達額金額が全額負債となるため、更に財務健全性を低下させることになります。調達する資金の使途とのバランスを考慮し、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。
- ② 公募増資による新株式の発行については、希薄化が即座に生じるため、株価に対する影響が大きいというリスクがあることに加え、公募増資の場合には検討や準備等にかかる時間も長く資金調達の機動性という観点からも課題があります。これらの点を考慮の上、公募増資は今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。
- ③ 株主割当増資では、資力等の問題から割当予定先である株主の応募率が不透明であり、また実務上も近時において実施された事例が乏しく、当社としてもどの程度の金額の資金の調達が可能なのかの目処を立てることが非常に困難であります。これらの点を考慮の上、株主割当増資は今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。
- ④ 新株予約権付社債は、発行時に払込金額の全額が払い込まれるため、発行会社にとっては早期に資金需要を満たすことができる利点がありますが、その代わりに全額の転換が完了するまでの間新株予約権付社債の保有者が発行会社のクレジットリスクを負担することになるため、その引受先は限られます。また、割当予定先からも新株予約権付社債によって本資金調達と同等のタイミング、規模にて新株予約権付社債を引き受けることはできない旨を聞いております。加えて、MSCBの場合、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定せず、転換価額の下方修正がなされた場合には潜在株式数が増加するため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられることから、今回の資金調達方法としては適当でないと判断いたしました。
- ⑤ 株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想される点や時価総額や株式の流動性による調達額の限界がある点等、適切な資金調達手段ではない可能性があることから、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

①払込金額の総額	750, 640, 000円
(内訳)	
(ア) 新株式発行による調達額	248, 000, 000円
(イ) 第11回新株予約権の発行	6, 640, 000円
(ウ) 第11回新株予約権の行使	496, 000, 000円
②発行諸費用の概算額	7, 270, 000円
③差引手取概算額	743, 370, 000円

- (注) 1. 発行諸費用の概算額には消費税は含まれておりません。
 - 2. 発行諸費用の概算額は、登記関連費用270千円、調査費用250千円、新株予約権価値評価費用1,750千円、 弁護士費用2,000千円及び有価証券届出書作成費用3,000千円の合計であります。
 - 3. 本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合には、上記払込金額の総額、発行諸費用の概算額 及び差引手取概算額は減少いたします。
 - 4.登記費用につきましては、新株予約権の権利行使のタイミング、回数等の理由により、変動する可能性がございます。

(2) 調達する資金の具体的な使途

本第三者割当による新株式及び新株予約権の発行によって調達する資金の差引手取概算額743百万円となる予定であり、調達する資金の具体的な使途については、次のとおり予定しています。

<本新株式の発行により調達する資金の具体的な使途>

具体的な使途	金 額	支出予定時期
① 系統用蓄電事業	248 百万円	2025年11月~2026年6月
승카	248 百万円	

(注)上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金等で保管する予定です。

<本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途>

具体的な使途	金 額	支出予定時期
① 系統用蓄電事業	235 百万円	2025年11月~2027年11月
② 新規事業開発(低炭素冷媒事業および冷媒圧力センサーの開発)	200 百万円	2025年11月~2027年11月
③ ポータブル蓄電池仕入資金	60 百万円	2025年11月~2027年11月
合計	495 百万円	

- (注) 1. 上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は事業用資金とは別の銀行預金等で保管する予定です。
 - 2. 株価低迷等により権利行使が進まない場合は、手元資金の活用及び新たな資本による調達、又は、その他の手段による資金調達について検討を行う予定です。なお、資金充当の優先順位としましては、①系統用蓄電事業、③ポータブル蓄電池仕入資金、②新規事業開発(低炭素冷媒事業および冷媒圧力センサーの開発)の順で充当いたします。
 - 3. また、今後、当社を取り巻く環境に変化が生じた場合等、その時々の状況に応じて、資金の使途又は金額を変更する可能性があります。資金の使途又は金額に変更があった場合には、速やかに開示・公表いたします。

具体的な本第三者割当増資により調達する資金の使途については以下を予定しております。

① 系統用蓄電事業

当社は太陽光発電所の売電収入に依存してきましたが、今後は蓄電池を活用した電力需給調整やエネルギーマネジメントによる収益を取り込むことで、安定したキャッシュ・フローを確保し、再生可能エネルギー事業の収益改善と一体的に推進いたします。また、電力会社との連携による需給調整や安定的な売電収入の確保を通じ、当社の収益基盤を強化いたします。

この一環として、当社は2025年10月6日付「系統用蓄電事業用地、設備及び電力接続権の取得並びに系統用蓄電事業の開始に関するお知らせ」にて公表したとおり、野村屋HDの関係会社が保有している九州地方の事業用地と系統用蓄電所に係る電力会社への電力接続権をもとに、本蓄電所の開発が行われ、当該設備の完成後に引き渡しを受け、系統用蓄電事業に本格参入いたしました。本事業では、系統電力市場において需給調整力や再生可能エネルギーの導入拡大に寄与することを目的としております。

なお、当社が取得する蓄電所の概要は、以下のとおりです。

<蓄電所の概要>

所 在 地	熊本県玉名郡長洲町
名 称	玉名郡長洲蓄電所
敷地面積	約 218.40坪
定格出力	1, 999 k W
定格容量	8, 000 k W h

本第三者割当増資で調達した資金の一部を当社グループが新たに展開する系統用蓄電事業に充当いたします。具体的には、2026年8月の稼働開始を予定する系統用蓄電所の事業用地、設備及び電源接続権の取得費として483百万円を充当し、系統電力市場における売電を通じて安定的な収益の確保を目指すものであります。

本事業では、系統電力市場において需給調整力や再生可能エネルギーの導入拡大に寄与することを目的として、蓄電池設備の取得・設置を進めており、今後、年間6ヶ所の系統用蓄電所の取り扱いを目標に、事業を推進する予定です。また、本新株予約権の行使が進まない場合につきましては、接続完了後にリース契約が可能となることからリースによる対応、または、クラウドファンディングを活用した資金調達及び手元資金の充当にて賄っていく予定であります。なお、2ヶ所目の系統用蓄電所の取得等につきましては、九州電力管内で同等規模にて検討をおこなっていますが、候補地の調査を含め今後決定次第、速やかにお知らせいたします。

現在、再生可能エネルギーの導入は日本政府の政策的後押しを受けて急速に拡大している一方、発電量は 天候や時間帯によって大きく変動し、需給の不安定化が課題となっております。こうした状況下において、 電力の安定供給を担保するためには蓄電池の導入が不可欠であり、政府も「2050年カーボンニュートラル」 の実現に向けて蓄電池の普及・利用拡大を重要施策に位置付けています。当社は、この社会的要請を新たな 事業機会と捉え、系統用蓄電事業に参入することで、エネルギーインフラの強化に貢献するとともに、持続 可能な社会の実現に資することを目的としております。

当社グループは、系統用蓄電所の土地及び接続権を順次取得し、電力のアグリゲーター(需要家と電力会社の間に立ち、需給バランスを調整する事業者)との契約を締結する予定です。開発エリアは東京・中部・関西・中国・九州を中心に、1蓄電所あたり定格出力1,999kW/定格容量8,000kWhの規模で、年間6ヶ所の開発を目標としております。

本系統用蓄電事業は、単なる売電収益の獲得にとどまらず、再生可能エネルギー事業やサステナブル事業 とのシナジーを発揮し、エネルギー供給の安定性向上や地域社会への新たなエネルギーソリューション提供 につながるものです。また、脱炭素社会への転換やエネルギー安全保障の観点からも、長期的な成長ポテン シャルを有する戦略領域と位置付けています。

そのため、当社グループで新たに蓄電池設備を購入し、2026年5月ごろを目途に最初の蓄電所への設備導入を進め、これによって充放電の最適運用を通じて需給調整力の提供を行い、当社での保守的な前提に基づ

いた試算においては、年間約487百万円の売電収入を見込んでおります。投資回収期間は約2年と試算しており、短期間での資金回収が可能であることから、当社の収益基盤を強化し、健全な財務体質の確立に寄与すると考えております。

さらに、本系統用蓄電事業は単なる売電収益の獲得にとどまらず、将来的に再生可能エネルギー事業やサステナブル事業とのシナジーを発揮することが期待されます。例えば、再生可能エネルギー発電所の開発・取得・運営と組み合わせることで、エネルギー供給の安定性を高め、地域社会や企業に対して新たなエネルギーソリューションを提供することが可能となります。また、脱炭素社会への転換やエネルギー安全保障の観点からも、系統用蓄電事業は長期的な成長ポテンシャルを有する重要な戦略領域であると認識しております。

当社グループは蓄電池を通じて、再生可能エネルギー分野における新しいビジネスモデルの確立と収益源の多角化を図り、中長期的な企業価値の向上を目指してまいります。

② 新規事業開発 (低炭素冷媒事業および冷媒圧力センサーの開発)

近年、世界的に温室効果ガス排出の抑制は喫緊の課題となっており、日本においても2013年比で2040年までに73%削減する(出典:資源エネルギー庁「第7次エネルギー基本計画の概要」)という野心的な目標が掲げられています。国内では、フロン類の漏洩や処理が $C0_2$ 排出の一因とされ、その対策が急務となっています。かつてオゾン層破壊の原因物質として規制されたフロンは回収・破壊が進められてきましたが、代替フロンについても $C0_2$ の数千倍に及ぶ温室効果を持つことが判明し、新たな環境問題として顕在化しています。こうした背景のもと、COP28を契機に欧米を中心にフロン類全廃の潮流が一層加速し、持続可能な選択肢として自然冷媒への転換が世界的に本格化しております。

この国際的潮流を踏まえ、当社は、空調機器分野において自然冷媒を活用する「低炭素冷媒事業」へ参入することを決定し、2025年10月29日付「低炭素冷媒事業の開始に関するお知らせ」で開示したとおり、低炭素冷媒事業を開始いたしました。低炭素冷媒事業は、HyChill Australia Pty Ltd製炭化水素冷媒(世界70か国以上で採用、ISO 5149・ISO/IEC 60335シリーズ等の国際規格準拠)を主力商品として展開し、CO2削減効果の「見える化」、省エネルギー化、脱フロン社会への貢献を通じて、国家目標や国際条約への対応に資する取り組みを推進してまいります。

HyChill Australia Pty Ltd製炭化水素冷媒は、すでに市場で実売されている商材であり、当社は低炭素冷媒事業の開始にあたり、冷媒ガスを仕入れて実証実験を行うことから、その仕入資金として19.5百万円を充当いたします。なお、販売目標は年間 2 トン、 CO_2 削減目標は年間4,180トンを掲げております。

自然冷媒の普及拡大に伴い、安全性の確保や運用効率化を支える技術として「冷媒圧力センサー本体(ハードウェア)の開発」を進めています。新たな取り組みとして、冷媒ガスの漏れや異常を検知する「冷媒圧力センサー本体(ハードウェア)の開発」とモーターやコンプレッサーなどの負荷電流を計測し運転状態の異常(過電流、断線、動作不良など)を検知する「電流センサー」を空調機器に組み込み、比較優位性の高い当該炭化水素冷媒の採用効果を最大限に引き出すことで、安全性と効率性を両立し、他社にはない付加価値の創出を図ってまいります。本冷媒圧力センサー本体(ハードウェア)は、冷媒分子が配管内壁に衝突して生じる圧力を隔膜の微小変形として捉え、電気信号に変換する仕組みを採用しており、分子量や特性の異なる冷媒にも対応可能です。これにより、冷媒の過不足や異常運転を高感度で検知し、充填後の安全性やシステムの安定稼働をさせることで、耐久性・信頼性に優れた次世代センサーの実用化を目指しております。

加えて、本冷媒圧力センサー本体(ハードウェア)はIoT技術を活用し、単なる現場計測にとどまらず「常時可視化」へと展開するためのIoT監視システム(ソフトウェア・通信)の開発・実装をいたします。冷媒圧力のデータを24時間リアルタイムに収集・解析する仕組みを構築することで、従来の定期点検や突発的な故障対応から、常時モニタリング・遠隔診断・自動アラートによる予防保全型の管理へと進化させます。地下や建物内部でも安定した通信を実現し、低消費電力設計により長期運用を可能にするため、電源工事が困難な設備環境でもセンサー設置が容易です。

当社は、環境関連事業の一環として、破壊証明書のデジタル化による新規性と先進性を備えた仕組みの構築に取り組み、透明性・信頼性の向上を図るとともに、将来的にはカーボンクレジット制度であるJクレジットへの参入を見据えております。これにより、環境価値の適正な評価と取引の可能性を拡大し、持続可能な社会の実現に資する新たな事業機会の創出を目指してまいります。

上記のとおり、当社は低炭素冷媒事業における冷媒圧力センサー(ハードウェア)の開発とIoT監視システム(ソフトウェア・通信)の開発・実装を一体的に推進し、自然冷媒の普及促進、脱フロン社会の実現、低炭素社会の構築に寄与してまいります。本件調達資金として、冷媒圧力センサー(ハードウェア)とIoT監視システム(ソフトウェア・通信)の開発に200百万円を充当する予定です。

具体的には、冷媒圧力センサー本体(ハードウェア)の開発につきましては、高精度センサーの開発費用30百万円、対環境性・耐久性(耐冷媒・対油・耐熱)をクリアする材料選定と実装技術の研究開発費用として20百万円、製品化としてアナログ出力(0-5V,4-20mA)を持つトランスデューサーと0N/0FF型のスイッチの設計・試作・製造ラインの構築費用として20百万円、冷媒特性への適合性試験にかかる費用として10.5百万円の合計80.5百万円を充当いたします。

また、IoT監視システム(ソフトウェア・通信)の開発・実装につきましては、通信モジュールの実装に20百万円、常時監視・データ収集基盤の構築に30百万円、予防保全型管理アプリケーションの開発に30百万円、ネットワークインフラの構築に20百万円の合計100百万円を充当する予定です。

当社グループといたしましては、新規事業開発(低炭素冷媒事業および冷媒圧力センサーの開発)に要する事業資金を全て確保し、新規事業開発(低炭素冷媒事業および冷媒圧力センサーの開発)に充当することで、当社グループの業容拡大が加速され、当社の企業価値向上に貢献するものであると判断しております。

③ ポータブル蓄電池仕入資金

当社グループは、太陽光発電所の販売・運営を中心とした再生可能エネルギー事業、カーボンニュートラルを実現するための新規エネルギー事業、さらには環境問題・社会問題の解決に向けた取り組みを中心としたサステナブル事業を推進しており、既存事業の強化に加えて新たな事業領域への参入を進め、収益の柱を確立することを重点課題の一つとしております。また、前述いたしましたとおり、当社は系統蓄電所を取得し、2026年8月期中の稼働を目指し系統用蓄電事業への参入を行っております。

こうした中、当社グループは、自然災害の増加やアウトドア・野外イベントの広がりなどを背景に非常用電源のニーズが高まっていることから、企業のBCP対策や災害・停電時の電力供給手段として有用なポータブル蓄電池に着目し、仕入先・販売先等のマーケティングを進めてまいりました。そして、脱炭素社会の実現に資する取り組みとして、ポータブル蓄電池は再生可能エネルギー事業や系統用蓄電事業との連携を担いうる商材であり、日常生活から業務用途まで幅広いニーズが存在し需要創出が可能であると判断し、2025年10月14日付「ポータブル蓄電池販売事業の開始に関するお知らせ」で公表のとおりポータブル蓄電池販売事業を開始しております。

現在は市場に流通する各種メーカー製のポータブル蓄電池を取り扱うため、複数の仕入先や代理店と協力しながら事業を進めておりますが、将来的にはOEM製造によるオリジナル製品の開発も視野に入れております。ポータブル蓄電池販売事業の開始にあたり、当社は商材の仕入資金として 60 百万円を充当いたします。本資金により安定的な調達を行い、販売活動を通じて需要動向を検証しつつ事業基盤を確立してまいります。なお、仕入資金以外に特別に支出する金額は現時点で想定しておらず、将来的にOEM製造等を見込んだ段階で追加的な費用が必要となる場合には、精査のうえ、開示すべき事項が生じた際には速やかに公表いたします。

さらに、ポータブル蓄電池販売事業においては、2026 年8月期に売上高 113 百万円、粗利益 37 百万円を見込んでおり、2028 年8月期には売上高 163 百万円、粗利益 44 百万円の収益獲得を目指しております。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

今回の本新株式及び本新株予約権の発行により調達する資金は、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当していくことで、系統用蓄電事業を基盤とした安定収益の確立、M&Aによる成長機会の獲得及び再生可能エネルギー関連の新規事業開発に必要な資金を確保することを目的としております。よって当該資金使途は、安定的な収益基盤の確立と成長基盤の強化を図り、中長期的な企業価値の向上を目指すものであり、合理的であると判断しております。

5. 発行条件等の合理性

- (1) 払込金額の算定根拠とその具体的内容
 - ① 本新株式

本新株式における発行価額は、割当予定先との協議及び交渉を重ねた結果、1株あたり 124 円といたしまし

た。本発行価額は本新株式に係る取締役会決議日の前日取引日(2025年10月28日)の株式会社東京証券取引 所グロース市場における当社株式の終値137円から9.49%ディスカウントとなります。

上記発行価額は、直近の市場価額に基づくものが合理的であること及び、日本証券業協会「第三者割当増資の 取扱いに関する指針」(2010年4月1日付、以下、「日証協指針」といいます。)によれば、第三者割当により株 式の発行を行う場合には、その払込金額は原則として株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額(直前日 における売買がない場合は、当該直前日から遡った直近日の価額)を基準として決定することとされているた め、本第三者割当増資の発行価額を決定する際にも、取締役会決議日の前日取引日の終値を基準といたしまし た。

また、発行価額を 9.49%ディスカウントした理由としましては、本第三者割当増資に関する協議を行っていた 2025 年 9 月上旬ごろの当社株価は 150 円から 154 円程度で推移しており、150 円での引受を前提とした価格交渉にて進めておりました。しかしながら、当社が 2025 年 10 月 14 日に公表した 2025 年 8 月期連結決算短信において営業損失を計上し、3 期連続で営業損失となったことから、今後の株価下落リスクが顕在化したため、割当予定先から相応のディスカウントを条件とする要請がありました。これに伴い、当社としても、早期の資金調達を確実に実現する観点から、当該ディスカウント要請は合理性があると判断したこと、及び、直近 6 ヶ月間において株価が 1 株あたり 112 円から 196 円の間を推移していたことも踏まえ、本新株予約権の行使の可能性を高めるためには、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」を超えない範囲内となる 10%以内でのディスカウントはやむを得ないと判断し、結果として割当予定先の要望を受け入れ発行価額を設定したものです。当社といたしましては、本第三者割当増資の発行価額は同指針に準拠しており、特に有利な発行価額には該当しないと判断しております。

なお、当該発行価額は、本第三者割当増資に関する取締役会決議日の直前取引日(2025年10月28日)の終値である137円から9.49%のディスカウント、当該直前取引日までの1カ月間の終値平均である148円から16.22%ディスカウント、当該直前取引日までの3カ月間の終値平均である152円から18.42%のディスカウント、当該直前取引日までの6か月間の終値平均である145円から14.48%のディスカウントとなっております。

以上のことから、当社取締役会においては、本第三者割当増資の目的、他の調達手段の選択肢を考慮するとともに、本新株式の発行条件について十分に討議、検討を行い、本新株式の発行価額は、適正かつ妥当な価額であり、有利発行には該当しないものと判断いたしました。

また、監査等委員会(社外取締役 3名)からも、取締役会において決定された発行価額は、取締役会決議日の直前取引日の終値に基づくものであることから、既存株主の利益保護の観点からも合理的なものであり、また、9.49%のディスカウント率についても、当社が公表している財務諸表(2025年10月14日付「2025年8月期決算短信[日本基準](連結)」)に記載のとおり、当社の業績は営業利益、経常利益で損失を計上している状況、並びに、当社株価も当社の株価は直近 6ヶ月において変動幅が大きくなっていることを鑑みると、当社としても一定のディスカウントを受け入れることはやむを得ず、また、本第三者割当増資による増資規模の必要性、本第三者割当増資で発行する当社株式の流通量が既存株主に与える影響(詳細は、下記「(2)発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方」を参照)、当社の業績及び信用リスク、割当予定先が負う価格下落リスクの諸観点から当該ディスカウント率の合理性について十分な検討が行われていること及び日証協指針も勘案されていることから、取締役会の判断過程について不合理な点は認められず、本新株式の発行は有利発行に該当せず適法である旨の意見を口頭で得ております。

② 本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権の引受契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価については、当社との利害関係を有ないこと、専門性を有し合理的な算定が実施できる第三者算定機関を選定する必要があると判断いたしました。このため、新株予約権の評価に対する実績と専門的知見を有し、上場会社の第三者割当増資の FA 業務も多数の実績を有する第三者算定機関である永田町リーガルアドバイザー株式会社(所在地:東京都千代田区永田町一丁目 11 番 28 号、代表取締役:加陽麻里布)を選定して依頼しました。

当該機関は、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価 (137円)、権利行使価額 (124円)、ボラティリティ (32.76%)、権利行使期間 (2025年11月17日から 2027年11月16日)、リスクフリーレート (0.920%)、配当率 (0%)、市場リスクプレミアム (9.2%)、対指数 β (0.569)、

クレジットコスト (21.83%)、等の諸条件について、1日当たりの売却可能株式数(直近1年間にわたる発行会社普通株式の1日当たり平均売買出来高(10%))の前提を置き、本新株予約権の発行要項及び本新株予約権の引受契約に定められた諸条件を考慮し、評価を実施しました。

当社は、算定に用いられた手法、前提条件及び合理的に想定された仮定等について、特段の不合理な点はなく、公正価値の算定結果である第11回新株予約権1個あたり166円(1株あたり1.66円)は妥当であると判断し、この算定結果をもとに各割当予定先と協議した結果、第11回新株予約権1個の払込金額を同額の166円といたしました。

また、本新株予約権の行使価額は、当社の業績動向、財務動向、株価動向(取締役会決議日の直前取引日までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値平均株価等)を勘案するとともに、当社株式の流動性に鑑みると割当予定先がすべての本新株予約権を行使するには相当程度の長期間にわたることなどを総合的に勘案し、割当予定先と協議した結果、本新株式と同様に当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日(2025年10月28日)の当社普通株式の普通取引の終値である137円から9.49%ディスカウントした124円といたしました。

本新株予約権の行使価額を 9.49%ディスカウントとした理由としては、上記「(1) 払込金額の算定根拠及び その具体的内容 ①本新株式」と同様の理由であります。

なお、当該発行価額は、本第三者割当増資に関する取締役会決議日の直前取引日(2025年10月28日)の終値である 137 円から 9.49%のディスカウント、当該直前取引日までの1カ月間の終値平均である 148 円から 16.22%ディスカウント、当該直前取引日までの3カ月間の終値平均である 152 円から 18.42%のディスカウント、当該直前取引日までの6か月間の終値平均である 145 円から 14.48%のディスカウントとなっております。以上のことから、当社取締役会においては、本第三者割当増資の目的、他の調達手段の選択肢を考慮するとともに、本新株予約権の発行条件について十分に討議、検討を行い、本新株予約権の発行価額は、適正かつ妥当な価額であり、有利発行には該当しないものと判断いたしました。

また、当社監査等委員会(社外取締役3名)からも、当該算定機関は、当社と継続的な取引関係は無いことから当社経営陣から一定程度独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、また、本新株予約権の価額算定方法としては市場慣行に従った一般的な方法で行われている同社の新株予約権算定報告書において報告された公正価値評価額(第11回新株予約権1個あたり166円)と同額の払込金額を決定していること、また、行使価額の9.49%のディスカウント率についても、本第三者割当増資による増資規模の必要性、本第三者割当増資で発行する当社株式の流通量が既存株主に与える影響、当社の業績及び信用リスク、割当予定先が負う価格下落リスクの諸観点から当該ディスカウント率の合理性について十分な検討が行われていることから、取締役会の判断過程について不合理な点は認められず、本新株予約権の発行は有利発行に該当せず適法である旨の意見を口頭で得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株式の発行により増加する株式数及び本新株予約権に係る潜在株式数は、それぞれ2,000,000株及び 4,000,000株の合計6,000,000株となり、2025年2月28日現在の発行済株式総数18,351,620株(自己株式 1,021,000株を控除後、議決権数182,275個)に対して、合計32.69%(議決権ベース32.92%)の希薄化率であります。

しかしながら、本株式及び本新株予約権により調達した資金を、前述の使途に充当することによって、当社 といたしましては、今回の資金調達は、当社が今後、収益を確保し、かつ安定的に成長していくためには必要 不可欠であり、当社の業績が拡大することによって既存株主の皆様の利益につながるものであると考えており ます。

そのため、今回の第三者割当による本新株式及び本新株予約権の発行による株式の発行数量及び希薄化の規模は、一定の合理性を有しているものであると判断しております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

割当予定先

(1)	名					称	グリーンエナジーシステム投資事業有限責任組合			
(2)	所		存	E		地	東京都中央区日本橋本町三丁目3番6号			
(3)	設	立	札	艮	拠	等	投資事業有限責任組合契約	りに関する法律		
(4)	組	成	0)	目	的	有価証券の取得等			
(5)	組		万	戈		日	令和5年7月7日			
(6)	出	資	0)	総	額	10 万円			
(7)	出	資 者	及て	ド出	資 比	李	みらい再生支援機構合同会	≑社 100%		
(8)	業務	务執行	f組合	員の	概要					
							名称	みらい再生支援機構合同会社		
							所在地	東京都中央区日本橋本町三丁目3番6号		
							代表者の役職・氏名	代表社員 倉知宏明		
	営	業	者	\mathcal{O}	概	要	東	投資事業組合等への出資、組合財産の管理及び		
							事業内容	運用		
							資本金	1 万円		
							出資者及び出資比率	倉知宏明 100%		
							上場会社(役員・役員関			
							係者・大株主を含む。)と	該当事項はありません。		
(9)	当	社	ىل	の	関	係	当該ファンドの関係			
/	_	,	_		12.4	KI:	上場会社と当該匿名組合			
							営業者との間の関係	該当事項はありません。		

(注) 1. 割当予定先の概要及び当事会社間の関係欄は、2025年10月29日現在のものであります。

(2) 割当予定先を選定した理由

割当予定先については、当社代表取締役である山元が、当社の収益基盤の構築に必要となる資金調達の可能性を模索する中で、以前より当社と取引関係があった株式会社StewartMclarenの代表取締役である小幡治氏に第三者割当増資に関する相談を行いました。小幡氏は金融分野に幅広いネットワークを有しており、当社の事業特性や成長戦略を理解していることから、信頼できる相談相手であると判断したものです。

その結果、小幡氏より複数の投資家の紹介を受け、その中の一つであったみらい再生支援機構合同会社の代表社員倉知宏明氏と、2025年9月上旬頃から第三者割当増資に関する協議を重ねてまいりました。協議の過程では、当社グループの財務状況や今後の事業計画に対する理解と評価が示されるとともに、成長分野への投資意欲が高いことを確認することができました。

以上を踏まえ、当該投資家は十分な資金力を有し、当社と戦略的なパートナーシップを築き得る存在である と判断し、本第三者割当増資の割当予定先として選定いたしました。

なお、当該投資家との間には資本関係・人事関係等の特別な利害関係は存在せず、利益相反が生じるおそれはないと判断しております。

(3) 割当予定先の保有方針

割当予定先は、本第三者割当増資によって取得する新株式を中期保有方針、並びに、本新株予約権で行使した株式は純投資目的であることを口頭にて確認しております。ただし、割当予定先は、投資事業有限責任組合というファンド形態を有しており、その性質上、当社の業績悪化または経営方針の大きな変化があった場合、並びにグリーンエナジーシステム投資事業有限責任組合の資金流動性の必要性があった場合には、新株式についても中長期保有せず売却する可能性があります。なお、割当予定先は、当社の企業価値向上による株価上昇を期待していることから、新株式については中長期的なキャピタルゲインの獲得を目指す一方、新株予約権については市場動向を踏まえて短期的なキャピタルゲインを得ることを意図しているものであることから、本新

株式と本新株予約権での保有方針が異なっておりますが、新株式の中長期保有については、当社の経営権取得 や経営への関与を目的としておらず、あくまでも中長期的なキャピタルゲインを獲得するための方針でありま す。

また、当社及び割当予定先は、本第三者割当増資に関し払込期日において株式引受契約を締結することとしており、本第三者割当増資によって取得する新株式を譲渡する場合には、割当予定先は、その時期、方法及び相手方について当社の事前の書面による同意を得る必要があります。

なお、当社は、割当予定先から、払込期日から2年以内に本第三者割当増資による本株式の発行により取得した当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意する旨の確約書を取得する予定であります。なお、本新株予約権で行使した株式につきましては、保有目的が純投資であるため、当社への事前の書面による同意、並びに、確約書の取得は予定しておりません。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先であるグリーンエナジーシステム投資事業有限責任組合に対して本新株式の発行、及び、本新株予約権の発行及び本新株予約権の発行に係る払込みの財産の存在についての確認を実施いたしました。

本第三者割当増資の本新株式及び本新株予約権の発行にかかる払込資金及び本新株予約権の行使に係る資金については、グリーンエナジーシステム投資事業有限責任組合は、みらい再生支援機構合同会社から追加出資として350百万円の払込を受けて充当する方針であります。

当社は、グリーンエナジーシステム投資事業有限責任組合から、2025年10月15日時点の普通預金口座の通帳の写しを入手して確認した結果、みらい再生支援機構合同会社から追加出資の350百万円の払込を既に受けており、通帳にも同額の記載があることを確認いたしました。

そのため、当社はグリーンエナジーシステム投資事業有限責任組合が本新株式及び本新株予約権の払込に必要な資金を保有していることから、問題ないと判断いたしました。

なお、グリーンエナジーシステム投資事業有限責任組合は、本新株株予約権の行使に必要となる資金全額を保有しておりませんが、係る行使については、本新株予約権を行使して取得した株式を市場にて売却することを繰り返すことによって調達する方針である旨も併せて確認したことから、割当予定先の払込みに要する資金について問題はないと判断しております。

(5) 割当予定先の実態

当社は、割当予定先であるグリーンエナジーシステム投資事業有限責任組合の無限責任組合員 みらい再生支援機構合同会社との間で締結する株式引受契約において、グリーンエナジーシステム投資事業有限責任組合及びみらい再生支援機構合同会社の出資者並びにそれらの役員及び重要な使用人が反社会的勢力との関係がない旨の表明及び保証をさせることとしております。また、グリーンエナジーシステム投資事業有限責任組合の無限責任組合員みらい再生支援機構合同会社及びその業務執行社員と社員並びにグリーンエナジーシステム投資事業有限責任組合の全出資者(以下「割当予定先関係者」と総称します。)について、暴力団等の反社会的勢力であるか否か、及び反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、独自に専門の調査機関であるリスクプロ株式会社(東京都千代田区九段南二丁目3番14号、代表取締役 小板橋 仁、以下「調査機関」といいます。)に調査を依頼いたしました。当該調査機関からは、反社会的勢力等の関与事実が無い旨の調査報告書を受領し、また調査方法について確認したところ、同社からは、割当予定先及びその関係する法人又はその他の団体、関係する個人に関わる書類・資料の査関、分析、検証及び過去の行為・属性情報・訴訟歴・破産歴等の確認並びに風評収集を行ったとの報告を受けております。当社は、当該報告・結果内容は妥当であり、グリーンエナジーシステム投資事業有限責任組合の割当予定先関係者は反社会勢力ではなく、反社会的勢力とは一切関係がないと判断し、その旨の確認書を東証に提出しています。

7. 第三者割当後の大株主及び持株比率

(1)本新株式発行後

募集前		募集後(本新株式発行後)		
西村 浩	16. 13%	西村 浩	14. 54%	
楽天証券株式会社	4. 92%	グリーンエナジーシステム投資事業有限責任組合	9.83%	
オーエスシーエンジニアリング株式会社	4. 85%	楽天証券株式会社	4. 44%	
株式会社SBI証券	3. 12%	オーエスシーエンジニアリング株式会社	4. 37%	
株式会社SBYデジタルプロダクツ	3. 00%	株式会社SBI証券	2. 81%	
株式会社サンライフコーポレーション	1. 63%	株式会社SBYデジタルプロダクツ	2.70%	
株式会社ふぉー優	1. 20%	株式会社サンライフコーポレーション	1. 47%	
関一	1. 16%	株式会社ふぉー優	1.08%	
成富 直行	1. 09%	関 一	1.04%	
井口 浩樹	0. 79%	成富 直行	0. 98%	

- (注) 1. 割当前の所有株式数の割合は、2025年2月28日現在の株主名簿(発行済株式総数19,372,720株)から自己株式1,021,000株を控除した数を基準に記載しております。
 - 2. 割当後の所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、(注) 1. に記載の内容に、本第三者割当増資により新たに発行される株式数(2,000,000株)を加えて作成しています。
 - 3. 小数点以下第3位を四捨五入しております。
 - 4. 本新株予約権(第11回新株予約権の潜在株式4,000,000株)につきましては、純投資目的であることから第 三者割当後の大株主及び持株比率には記載しておりません。

8. 今後の見通し

第三者割当による本新株式及び本新株予約権の発行並びに本新株予約権の行使は、資金使途への充当による事業活動を通じて、当社の業績向上及び企業価値向上に寄与するものと考えておりますが、将来の業績に変更が生じる場合には、適正かつ合理的な数値の算定が可能になりました段階で速やかに開示させていただきます。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本資金調達により、希薄化率が25%以上となることから、取引所の定める有価証券上場規程第432条に基づき、①経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手又は②当該割当に係る株主総会決議等による株主の意思確認手続きのいずれかが必要となります。

当社は、本第三者割当による資金調達について、株式の発行を伴うものの、現在の当社の財務状況及び迅速に本第三者割当による資金調達を実施する必要があることを鑑みると、本第三者割当に係る株主総会決議による株主の意思確認の手続きを経る場合には、当社が2025年11月下旬に開催を予定している定時株主総会の決議を経るためには時間的制約があること、また、臨時株主総会決議を経るまでに日数を要すること、さらに、臨時株主総会の開催に伴う費用についても、相応のコストを伴うことから、総合的に勘案した結果、経営者から一定程度独立した弁護士による本第三者割当の必要性及び相当性に関する意見を入手することといたしました。

当社は、当社及び割当予定先との間に利害関係のない社外有識者である大下良仁弁護士(善国寺法律事務所)に本第三者割当の必要性及び相当性に関する客観的な意見を求め、以下の内容の意見書を 2025 年 10 月 29 日 に入手しております。なお、当社は、大下良仁弁護士が上場会社において社外取締役・社外監査役を務めるとともに、数多くの上場会社において第三者委員会・特別調査委員会・ガバナンス委員会等の外部委員を歴任し、会社法及び金融商品取引法を中心とした資本政策やガバナンスに関する高度な専門的知見と豊富な実務経験を蓄積していること、また当社及び割当予定先との間に特段の利害関係を有していないことから、独立性・専門性・客観性を備えた外部有識者であると判断し依頼しております。

本第三者割当増資における意見の概要は以下のとおりです。

(結論要旨)

本件第三者割当には必要性及び相当性いずれも認められる。

(結論に至る理由)

- 1 本件第三者割当増資の必要性について
- (1) 資金調達の必要性について

貴社グループは、ヒトと社会の持続的な豊かさと幸福に貢献するため、環境負荷にならないクリーンなエネルギー提供と、新しい生活様式におけるヒトと社会が輝けるサステナブルなソリューション提供をコンセプトに、太陽光発電所の販売、運営等を中心とした再生可能エネルギー事業、カーボンニュートラルを実現するための事業開発等を行う新規エネルギー事業、環境問題、社会問題の解決に向けた取り組みを中心としたサステナブル事業を推進している。

昨年来、貴社グループは、近年の業績低迷と、太陽光発電所物件売買に起因する業績のゆれ等を解消すべく、2024年2月には営農型太陽光発電所の開発、2024年7月には菜種によるバイオ燃料製造・販売事業を開始するなど、新たな事業領域への参入と、貴社事業の事業環境と事業進捗率等の検証と見直しによる経営資源の選択と集中を進めている。貴社子会社である、ファクトリー社が推進する「OEM製造による基礎化粧品及び健康食品の仕入販売事業」に関しては、近年の売上低迷を打開すべく、貴社グループの中長期的な成長戦略の一環として、新規製品の開発及び販路の拡大を見据えた営業活動を行っている。

貴社グループの2024年8月期連結会計期間における売上高は259百万円(前期比78.2%減)と減収となった。その主な要因は、販売用不動産として保有している太陽光発電所が売却に至らなかったことによるものである。損益の状況においては、販売用不動産が売却に至っていないことに加え、サステナブル事業における健康食品及び基礎化粧品等の販売数量が減少したことなどから、営業損失は666百万円(前期は255百万円の損失)、経常損失は680百万円(前期は269百万円の損失)と営業損益、経常損益ともに損失の計上となった。また、本社共用資産及びのれんを含むより大きな単位における収益性の評価の結果、本社共用資産及びのれんを含む一部の固定資産に減損損失を計上したことから、親会社株主に帰属する当期純損失は742百万円(前期は488百万円の損失)となった。

貴社グループは、2024年8月期連結会計年度において売上高が著しく減少している他、2023年8月期から2期連続して重要な営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失及びマイナスの営業キャッシュ・フローを計上することとなった。また、当中間連結会計期間においては、前期に引き続き営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する中間純損失及びマイナスの営業キャッシュ・フローを計上した。

さらに、2025 年8月期連結会計年度における売上高は606 百万円(前期比134.1%増)と増収となった。これは、販売用不動産として保有している太陽光発電所を売却したことによる売上が計上されたことが主因である。損益面においても、太陽光発電所の売却益や固定費削減による販売費及び一般管理費の圧縮効果があったものの、サステナブル事業における健康食品、基礎化粧品及び一般医療機器の販売数量減少の影響を受け、連結営業損失は299 百万円(前期は666 百万円の損失)、連結経常損失は311 百万円(前期は680 百万円の損失)と、依然として損失を計上している。また、子会社における減損損失及び解約違約金の計上もあり、親会社株主に帰属する当期純損失は315 百万円(前期は742 百万円の損失)となったことから、依然として、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在している。

当該状況を解消又は改善するべく、貴社グループは、安定的な収益力の向上と健全な財務基盤の構築を目指し、事業全体の見直しと改善に取り組んでいる。

貴社は、太陽光発電所の売電収入に依存してきたが、今後は蓄電池を活用した電力需給調整やエネルギーマネジメントによる収益を取り込むことで、安定したキャッシュ・フローを確保し、再生可能エネルギー事業の収益改善と一体的に推進し、また、電力会社との連携による需給調整や安定的な売電収入の確保を通じ、貴社の収益基盤を強化することを企図し、この一環として、2025 年 10 月 6 日付「系統用蓄電所事業用地、設備及び電力接続権の取得並びに系統用蓄電事業の開始に関するお知らせ」にて公表したとおり、野村屋 HD の関係会社が保有している九州地方の事業用地と系統用蓄電所に係る電力会社への電力接続権をもとに、本蓄電所の開発が行われ、当該設備の完成後に引き渡しを受け、系統用蓄電事業に本格参入した。

また、貴社は、国際的潮流を踏まえ、空調機器分野において自然冷媒を活用する「低炭素冷媒事業」へ参入することを決定して低炭素冷媒事業を開始した。さらに、自然冷媒の普及拡大に伴い、安全性の確保や運用効率化を支える技術として「冷媒圧力センサー本体(ハードウェア)の開発」を進めており、貴社は低炭素冷媒事業における冷媒圧力センサー (ハードウェア)の開発と IoT 監視システム(ソフトウェア・通信)の開発・実装を一体的に推進していく予定である。

加えて、貴社グループは、自然災害の増加やアウトドア・野外イベントの広がりなどを背景に非常用電源のニーズが高まっていることから、企業のBCP対策や災害・停電時の電力供給手段として有用なポータブル蓄電池に着目し、仕入先・販売先等のマーケティングを進めてまいりました。そして、脱炭素社会の実現に資する取り組みとして、ポータブル蓄電池は再生可能エネルギー事業や系統用蓄電事業との連携を担いうる商材であり、日常生活から業務用途まで幅広いニーズが存在し需要創出が可能であると判断し、2025年10月14日付「ポータブル蓄電池販売事業の開始に関するお知らせ」で公表のとおりポータブル蓄電池販売事業を開始している。

そして、貴社は、本件第三者割当によって調達した資金は、系統用蓄電事業に 248 百万円を使う予定がある。また、 貴社は、本新株予約権によって調達した資金は、系統用蓄電事業に 235 百万円、新規事業開発(低炭素冷媒事業および 冷媒圧力センサーの開発)に 200 百万円及びポータブル蓄電池仕入資金に 60 百万円を使う予定である。

このように、貴社グループには、新たな資金調達の必要性が生じ、かつ、一般に借入による資金調達が難しく昨今の経済情勢により金利上昇コストも見込まれることから、本件第三者割当による資金調達を行うことにしたと認められる。

したがって、貴社の企業価値の向上を図るため、更に貴社がエクイティ投資を行なう必要性があることが認められ、 当該資金の調達の必要性があることが認められる。

(2) 第三者割当による資金調達を選択したことの必要性について

貴社は、以下の理由から、本件第三者割当による資金調達を選択したとのことである。

すなわち、インタビューによれば、銀行借入による資金調達について、貴社グループは、2024年8月期連結会計年度の売高が259百万円(前期比△78.2%)と著しく減少している他、2024年8月期連結会計年度及び2025年8月期連結会計年度において重要な営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失及びマイナスの営業キャッシュ・フローを計上したこと、また、前代表取締役の辞任により、計画していた資金調達も中止となったことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在している状況であり、新規に銀行借入を行うことは難しい状況であるとのことである。加えて、貴社は、銀行借入は、調達額金額が全額負債となるため、更に財務健全性を低下させることになることから、調達する資金の使途とのバランスを考慮し、今回の資金調達方法として適当でないと判断したとのことである。

次に、有価証券届出書の草案及びインタビューによれば、貴社は、新株式による増資として、公募増資、株主割当増資、新株予約権付社債(MSCBを含む)、新株予約権無償割当による増資(ライツ・イシュー)の資金調達手段を検討したものの、いずれも、実行することはできない又は不適切であると判断したとのことである。

すなわち、公募増資による新株式の発行については、希薄化が即座に生じるため、株価に対する影響が大きいという リスクがあることに加え、公募増資の場合には検討や準備等にかかる時間も長く資金調達の機動性という観点からも 課題があることから、これらの点を考慮の上、公募増資は今回の資金調達方法として適当ではないと判断したとのこと である。

次に、株主割当増資では、資力等の問題から割当予定先である株主の応募率が不透明であり、また実務上も近時において実施された事例が乏しく、貴社としてもどの程度の金額の資金の調達が可能なのかの目処を立てることが非常に困難であり、これらの点を考慮の上、株主割当増資は今回の資金調達方法として適当ではないと判断したとのことである。

また、新株予約権付社債は、発行時に払込金額の全額が払い込まれるため、発行会社にとっては早期に資金需要を満たすことができる利点があるが、その代わりに全額の転換が完了するまでの間新株予約権付社債の保有者が発行会社のクレジットリスクを負担することになるため、その引受先は限られること、また、割当予定先からも新株予約権付社債によって本資金調達と同等のタイミング、規模にて新株予約権付社債を引き受けることはできない旨を説明していること、加えて、MSCBの場合、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定せず、転換価額の下方修正がなされた場合には潜在株式数が増加するため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられることから、今回の資金調達方法としては適当でないと判断したとのことである。

最後に、株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには貴社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、貴社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがあるが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想される点や時価総額や株式の流動性による調達額の限界があ

る点等、適切な資金調達手段ではない可能性があることから、今回の資金調達方法として適当ではないと判断したとのことである。

本資金調達方法は、本新株式の発行によって、一部の資金を確実に調達できること、本新株予約権の行使指示によって株価に対する一時的な影響を抑制しつつ資金調達をすることができることから、貴社株式の流動性を考慮し、本新株式による調達を全体の一部にとどめ、一方で本新株予約権での調達を主体とすることで、短期的に株価に大きな影響を及ぼす可能性を軽減でき、市場環境に応じて割当予定先が適宜行使を実施することによって資金調達が可能となる。このように、新株式と新株予約権の配分を短期的に最低限必要となる資金調達ニーズは新株式で調達し、中長期的な資金調達ニーズについては新株予約権で調達する成長戦略のバランスを考慮すると、今回の割当予定先に対する本新株式及び本新株予約権の発行という方法は、貴社の資金調達の手法として、一定の合理性を認めることができる。

2 本件第三者割当の相当性について

(1) 本件第三者割当における発行条件の相当性について

ア 本新株式について

本新株式における発行価額は、割当予定先との協議の結果、本新株式に係る取締役会決議日の直前取引日(2025 年 10 月 28 日)の株式会社東京証券取引所スタンダード市場における貴社株式の終値 137 円を基準とし、同額から 9.49% ディスカウントした 124 円としたとのことである。上記発行価額は、直近の市場価額に基づくものが合理的であると判断したこと及び、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(2010 年 4 月 1 日付 以下、「日証協指針」という。)による と第三者割当により株式の発行を行う場合には、その払込金額は原則として株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額(直前日における売買がない場合は、当該直前日から遡った直近日の価額)を基準として決定することとされているため、本件第三者割当の発行価額を決定する際にも、本件第三者割当に係る取締役会決議の直前営業日の終値を基準としている。また、発行価額のディスカウント率を 9.49%とした経緯については、貴社が 2025 年 10 月 14 日に公表した 2025 年 8 月期連結決算短信において営業損失を計上し、3 期連続で営業損失となったことから、今後の株価下落リスクが顕在化したため、割当予定先から相応のディスカウントを条件とする要請があり、これに伴い、貴社としても、早期の資金調達を確実に実現する観点から、当該ディスカウント要請は合理性があると判断したこと、及び、直近 6 ヶ月間において株価が 1 株あたり 112 円から 196 円と大きく変動していたことも踏まえ、本新株予約権の行使の可能性を高めるためには、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」を超えない範囲内となる10%以内でのディスカウントはやむを得ないと判断し、結果として割当予定先の要望を受け入れ発行価額を設定したとのことである。

なお、当該発行価額は、本件第三者割当に関する取締役会決議日の直前取引日 (2025 年 10 月 28 日) の終値である 137 円から 9.49%のディスカウント、当該直前取引日までの 1 カ月間の終値平均である 148 円から 16.22%ディスカウント、当該直前取引日までの 3 カ月間の終値平均である 152 円から 18.42%のディスカウント、当該直前取引日までの 6 か月間の終値平均である 145 円から 14.48%のディスカウントとなっている。

直近の市場価額に基づくものであるものの、貴社の業績や割当予定先が負う価格下落リスクを踏まえて、日証協指針に基づき 10%の限度でディスカウントをするものに過ぎず、有利発行に該当せず、また、第三者割当先について、貴社の経営陣ないしそれに準ずる立場にないことを踏まえれば、合理的かつ適切であり、相当なものといえる。

イ 本新株予約権

新株予約権の発行価額の公正価値の算定には、上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績をもとに選定した第三者機関である永田町リーガルアドバイザー株式会社(所在地:東京都千代田区永田町一丁目 11 番 28 号、代表取締役:加陽 麻里布)に依頼し、本新株予約権の評価報告書を取得したとのことである。当該機関は、当該機関は、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、貴社の株価(137 円)、権利行使価額(124 円)、ボラティリティ(32.76%)、権利行使期間(2025 年 11 月 17 日から 2027 年 11 月 16 日)、リスクフリーレート(0.920%)、配当率(0%)、市場リスクプレミアム(9.2%)、対指数 β (0.569)、クレジットコスト(21.83%)の諸条件について、1日当たりの売却可能株式数(直近 1 年間にわたる発行会社普通株式の 1 日当たり平均売買出来高(10%))の前提を置き、本新株予約権の発行要項及び本新株予約権の引受契約に定められた諸条件を考慮し、評価を実施したとのことである。

貴社は、算定に用いられた手法、前提条件及び合理的に想定された仮定等について、特段の不合理な点はなく、公正価値の算定結果である本新株予約権1個あたり166円(1株あたり1.66円)は妥当であると判断し、この算定結果をもとに各割当予定先と協議した結果、本新株予約権1個の払込金額を同額の166円としたとのことである。

また、本新株予約権の行使価額は、貴社の業績動向、財務動向、株価動向(取締役会決議日の直前取引日までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値平均株価等)を勘案するとともに、貴社株式の流動性に鑑みると割当予定先がすべての本新株予約権を行使するには相当程度の長期間にわたることなどを総合的に勘案し、割当予定先と協議した結果、本新株式と同様に当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日(2025年10月28日)の貴社普通株式の普通取引の終値である137円から9.49%ディスカウントした124円としたとのことである。

当職としても、永田町リーガルアドバイザー株式会社が貴社及び割当予定先と独立した立場にあり、かつ、多くの上場企業の株式及び新株予約権等の算定について豊富な実績及び専門的知見を有していることを踏まえると、第三者算定機関として永田町リーガルアドバイザー株式会社を選定したことについて合理性が認められる。更に、当職として、永田町リーガルアドバイザー株式会社が新株予約権の公正価値算定に用いられた手法、前提条件及び合理的に想定された仮定等について、特段の不合理な点はなく、公正価値の算定結果は妥当であると判断される。この算定結果をもとに割当予定先へ打診したところ結果、承諾いただき、本新株予約権1個の払込金額を金166円(1株当たり1.66円)としたとのことであり、本新株予約権の払込金額は有利発行に該当せず妥当であり、相当なものといえる。また、本新株予約権の行使価額を取締役会決議日の直前取引日の株式会社東京証券取引所スタンダード市場における貴社普通株式の終値を基準値として算定したのは、会社としては、直前取引日の株価終値が貴社の企業価値を反映しているものと判断したものによるとのことであり、当職としても妥当なものとして認める。

3 割当予定先の選定の合理性について

貴社は、割当予定先として、グリーンエナジーシステム投資事業有限責任組合を選定している。グリーンエナジーシステム投資事業有限責任組合を選定した理由は、貴社代表取締役が、貴社の収益基盤の構築に必要となる資金調達の可能性を模索する中で、以前より貴社と取引関係があった株式会社 StewartMclaren の代表取締役である小幡治氏に第三者割当増資に関する相談を行い、小幡氏は金融分野に幅広いネットワークを有しており、貴社の事業特性や成長戦略を理解していることから、信頼できる相談相手であると判断したとのことである。

その結果、小幡氏より複数の投資家の紹介を受け、その中の一つであったみらい再生支援機構合同会社の代表社員倉知宏明氏と、2025 年9月上旬頃から第三者割当増資に関する協議を重ね、協議の過程では、貴社グループの財務状況や今後の事業計画に対する理解と評価が示されるとともに、成長分野への投資意欲が高いことを確認することができたことから、当該投資家は十分な資金力を有し、貴社と戦略的なパートナーシップを築き得る存在であると判断し、本件第三者割当の割当予定先として選定したとのことである。

さらに、グリーンエナジーシステム投資事業有限責任組合は、本件第三者割当によって取得する新株式を中期保有する方針であること、並びに、本新株予約権で行使した株式は純投資目的であるとのことである。ただし、割当予定先は、投資事業有限責任組合というファンド形態を有しており、その性質上、貴社の業績悪化または経営方針の大きな変化があった場合、並びにグリーンエナジーシステム投資事業有限責任組合の資金流動性の必要性があった場合には、新株式についても中長期保有せず売却する可能性があるとのことである。また、割当予定先は、貴社の企業価値向上による株価上昇を期待していることから、新株式については中長期的なキャピタルゲインの獲得を目指す一方、新株予約権については市場動向を踏まえて短期的なキャピタルゲインを得ることを意図しているものであることから、本新株式と本新株予約権での保有方針が異なっているとのことであるが、株式の中長期保有については、貴社の経営権取得や経営への関与を目的としておらず、あくまでも中長期的なキャピタルゲインを獲得するための方針であるとのことである。

また、貴社及び割当予定先は、本件第三者割当に関し払込期日において株式引受契約を締結することとしており、本件第三者割当によって取得する新株式を譲渡する場合には、割当予定先は、その時期、方法及び相手方について貴社の事前の書面による同意を得る必要があるとのことである。なお、貴社は、割当予定先から、払込期日から2年以内に本件第三者割当による本株式の発行により取得した貴社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を貴社に対し書面にて報告すること、貴社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意する旨の確約書を取得する予定であるとのことである。なお、本新株予約権で行使した株式につきましては、保有目的が純投資であるため、貴社への事前の書面による同意、並びに、確約書の取得は予定していないとのことである。

また、当社は、割当予定先であるグリーンエナジーシステム投資事業有限責任組合に対して本新株式の発行、及び、本新株予約権の発行及び本新株予約権の発行に係る払込みの財産の存在について、当社は、割当予定先であるグリーンエナジーシステム投資事業有限責任組合から、2025 年 10 月 15 日時点の普通預金口座の通帳の写しを入手して確認した結果、本第三者割当の本新株式及び本新株予約権の発行にかかる払込資金及び本新株予約権の行使に係る資金とし

て、新たにみらい再生支援機構合同会社から追加出資の350百万円の払込を既に受けており、通帳にも同額の記載があることを確認したとのことであり、当職も当社から同通帳の写しの提供を受けて確認済みである。

なお、グリーンエナジーシステム投資事業有限責任組合は本資金株予約権の行使に必要となる資金全額を保有していないものの、かかる行使については、本新株予約権を行使して取得した株式を市場にて売却することを繰り返すことによって調達する方針である旨も併せて確認したことから、割当予定先の払込みに要する資金について問題はないと判断したとのことである。

以上のとおり検討した結果を踏まえれば、割当予定先の選定の過程及びその結果について特段の問題があるといえず、合理的なものと認められる。

4 大規模な第三者割当における企業行動規範の遵守について

(1) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性についての検討

本新株式の発行により増加する株式数及び本新株予約権に係る潜在株式数は、本件第三者割当増資により割り当てられる株式及び潜在株式に係る議決権数は 60,000 個であり、現在の本件第三者割当増資に係る募集事項決定前における、自己株式を除く発行済株式の議決権総数は 182,275 個で、合計約 33%の希薄化が生じ、希薄化率 25%以上になるものの、貴社としては、前記 2 項に記載のとおり、本件第三者割当により調達した資金は、事業資金等へ充当する予定である。これらは早期に持続的な経営の安定化を行い、財務体質の改善を行うため、資金調達は必要不可欠であると考えているとのことである。

当職としても、合理的な資金需要のもと、必要と認められた範囲内の数量の株式及び新株予約権の発行及び希薄化に留まっているものと認められる。

(2) 大規模な第三者割当における企業行動規範の遵守について

本件第三者割当に係る希薄化率が 25%以上となることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条の規定に基づき、①経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手又は②当該割当に係る株主総会決議などによる株主の意思確認手続のいずれかが必要となる。貴社は、本件第三者割当による資金調達について、株式の発行を伴うものの、現在の貴社の財務状況及び迅速に本件第三者割当による資金調達を実施する必要があることを鑑みると、本件第三者割当に係る株主 総会決議による株主の意思確認の手続きを経る場合には、臨時株主総会決議を経るまでに日数を要すること、また、臨時株主総会の開催に伴う費用についても相応のコストを伴うことから、総合的に勘案した結果、経営者から一定程度独立した当職による本件第三者割当の必要性及び相当性に関する意見を入手することとしている。株主総会決議を経ることなく、本件第三者割当を行なうという判断についても、今回発行される株式及び新株予約権の規模、内容を踏まえれば、経営者から一定程度独立した当職による本件第三者割当の必要性及び相当性に関する意見を入手して判断するというもので、既存株主の利益を損なうものとえず、会社が大規模な第三者割当における企業行動規範の遵守をしているものと認められる。

3 結論

以上検討したところによれば、本件第三者割当について、その必要性及び相当性が認められ、合理的なものと認められ、また、貴社は大規模な第三者割当における企業行動規範の遵守をしているものと認められる。

10. 最近3年間の業績及びエクイティファイナンスの状況

(1) 過去3年間の業績(連結)

決算期	2023年8月期	2024年8月期	2025年8月期
連結売上高	1, 187, 284千円	259, 129千円	606, 547千円
連結営業利益又は営業損失 (△)	△255, 577 千円	△666,818千円	△299,648千円
連結経常利益又は経常損失(△)	△269, 767 千円	△680, 338千円	△311,779千円
親会社株主に帰属する連結当期純利	∧ 400 A01 ≾ ⊞	∧ 749, 691 . 5⊞	^ 91E 797 ≾ ⊞
益又は当期純損失 (△)	△488, 081千円	△742, 621千円	△315, 727千円
1株当たり連結当期純利益又は当期	△28. 98円	△42. 24円	△17.21円
純損失 (△)	△20.90円	△42. 24円	△17.21円
1株当たり配当金	0円	0円	0円
1株当たり連結純資産額(円)	90.96円	54.89円	37.81円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (2024年9月30日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	19,373,720 株	100.00%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	_	_
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	_	_
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	_	_

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2023年8月期	2023年8月期 2024年8月期	
始值	230 円	164 円	130 円
高値	268 円	198 円	181 円
安値	142 円	101 円	92 円
終値	164 円	129 円	152 円

② 最近6か月間の状況

	2025年 5月	6月	7月	8月	9月	10月
始値	113 円	123 円	147 円	149 円	151 円	156 円
高値	136 円	177 円	161 円	158 円	183 円	196 円
安値	112 円	122 円	136 円	141 円	144 円	129 円
終値	124 円	149 円	149 円	152 円	160 円	137 円

⁽注) 2025年10月の株価状況については、2025年10月28日までの株式状況を記載しております。

③ 発行決議日前営業日株価

	2024年10月28日
始値	140 円
高値	141 円
安値	135 円
終値	137 円

(4) 最近3年間のエクイティファイナンスの状況 該当事項はありません。

募集株式の発行要項

1. 募集株式の種類 当社普通株式 2,000,000 株

払込金額 1株につき 124 円
 払込金額の総額 金 248,000,000 円

4. 増加する資本金及び資本金 金 124,000,000 円資本準備金の額資本準備金 金 124,000,000 円

5. 申込日2025 年 11 月 14 日6. 払込期日2025 年 11 月 14 日7. 募集又は割当方法第三者割当による

8. 割当先及び割当株式数 グリーンエナジーシステム投資事業有限責任組合 2,000,000 株

9. 払込取扱場所 株式会社三菱 UFJ 銀行 江戸川橋支店

10. その他 前記各項については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生を条件とし

ます。

株式会社ジー・スリーホールディングス 第11回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社ジー・スリーホールディングス

第11回新株予約権(以下、「本新株予約権」という。)

 2. 本新株予約権の払込金額の総額
 金6,640,000 円

 3. 申込期日
 2025 年 11 月 14 日

4. 割当日及び払込期日 2025 年 11 月 14 日

5. 募集の方法及び割当先 第三者割当の方法により割り当てる。

グリーンエナジーシステム投資事業有限責任組合 40,000個

- 6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は 4,000,000 株とする (本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数 (以下、「割当株式数」という。)は 100 株とする。)。但し、本項第(2) 号ないし第(4) 号により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第10項の規定に従って行使価額(第9項第(2)号に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第10項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

調整後割当株式数 × 調整前行使価額 調整後行使価額

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第10項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、 各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- 7. 本新株予約権の総数 40,000 個
- 8. 各本新株予約権の払込金額 本新株予約権1個につき金166円
- 9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、金124円とする。
- 10. 行使価額の調整
 - (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

 調整後 行使価額
 =
 調整前 行使価額
 ×
 既発行普通株 式数
 +
 工数 工数 工数
 1株当たりの時価 工数

 既発行普通株式数
 +
 交付普通株式数 1株当たりの時価

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
 - ①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社

普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための 基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ②株式分割により当社普通株式を発行する場合
- 調整後の行使価額は、当社普通株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- ③本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式 又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新 株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。
- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
 - ②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日 (終値のない日数を除く。) の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を切り捨てるものとする。
 - ③行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
 - ①株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とすると
 - ②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要と するとき。
 - ③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、 かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項 を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降 速やかにこれを行う。
- 11. 本新株予約権の行使期間
 - 2025 年 11 月 17 日から 2027 年 11 月 16 日までとする。ただし、行使期間最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日までの期間とする。
- 12. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 本新株予約権の取得事由

本新株予約権の割当日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日(以下、「取得日」という。)を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

14. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

15. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条 第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし(計算の結果 1 円未満の端数を生じる 場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

- 16. 新株予約権の行使請求の方法
 - (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第11項に定める行使期間中に第17項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
 - (2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使 に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第18項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
 - (3) 本新株予約権の行使の効力は、行使請求に要する書類が第17項に定める行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が第18項に定める払込取扱場所の口座に入金された日に発生する。
- 17. 行使請求受付場所

株式会社ジー・スリーホールディングス 経営管理本部

18. 払込取扱場所

三菱UF J銀行 表参道支店

19. 当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場合の本新株予約権の取扱い

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、 新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転 (以下、「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する 本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会 社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下、「再編当事会社」と総称する。)は以下の条件に基 づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

① 新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

② 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編成対象会社の同種の株式とする。

③ 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

④ 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

⑤ 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合

の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件

本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為に際して決定する。

⑥ 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

20. その他

- (1)会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2)上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な細目事項は、当社代表取締役に一任する。

以上